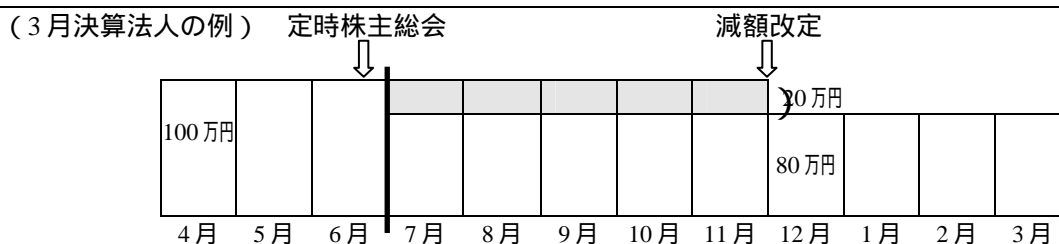


今回のテーマ： 役員給与の減額改定

役員給与を減額改定する場合、減額改定の理由が「業績悪化改定事由」に該当するかどうかにより、税務上の取扱いが異なります。

1. 基本的な考え方

「業績悪化改定事由」に該当する場合 ...	改定前後の役員給与の全額が損金算入可
「業績悪化改定事由」に該当しない場合 ...	定時株主総会後に支給した定期給与のうち、減額した部分に相当する金額（下図の□部分）は損金不算入



2. 「業績悪化改定事由」の意義

経営状況の著しい悪化など「やむを得ず役員給与を減額せざるを得ない事情があること」をいいます。

「業績悪化改定事由」に該当するケース	「業績悪化改定事由」に該当しないケース
<ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表の数値が相当程度悪化したことや、倒産の危機に瀕している場合 ・経営状況の悪化に伴い、<u>第三者である利害関係者（株主、債権者、取引先等）との関係上、役員給与の額を減額せざるを得ない客観的な事情が生じている場合</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・一時的な資金繰りの都合や、単に業績目標値に達しなかった場合に行う減額改定 ・たとえ業績や財務状況、資金繰りの悪化といった事実が生じていたとしても、利益調整のみを目的として減額改定を行う場合はNG

3. 「業績悪化改定事由」として認められる具体例（H20.12月国税庁HPで公表）

具体例	留意点
株主との関係上、業績や財務状況の悪化についての役員としての経営上の責任から役員給与の額を減額せざるを得ない場合	株主が不特定多数の法人（上場会社など）が対象同族会社のように株主が少数で、役員との間に特殊関係のある会社については、特別の事情がある場合に限る
取引銀行との間で行われる借入金返済のリスクジュールの協議において、役員給与の額を減額せざるを得ない場合	取引銀行との協議状況等により判断
業績や財務状況・資金繰りの悪化のため、 <u>取引先等の利害関係者からの信用を維持・確保する必要性から、経営状況の改善を図るための計画に役員給与の額の減額が盛り込まれた場合</u>	策定された計画の妥当性によって判断 計画は、利害関係者からの開示等の求めに応じられるようにしておく必要あり（文書化必須）

お見逃しなく！

1. 親会社に「業績悪化改定事由」が生じていたとしても、子会社自身に当該事由が生じていない場合は、子会社役員の前払減額は損金不算入となりません（事由は、対象会社自身の業績により判断）。
2. 未払役員給与は、定期同額給与に該当すれば損金算入が可能です。源泉徴収は、実際に支払われた時（支払確定日から1年以内に支払がない役員給与については、1年経過日）に行います。